

(目 的)

本会は、会員相互の親睦と交流を深め、地域社会及び企業経営に関する諸問題について懇談を行うことにより、会員企業の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 丹波篠山市企業懇談会会則

昭和61年 1月24日制定  
昭和63年 8月 2日改正  
平成 3年 4月18日改正  
平成11年 6月22日改正  
平成13年 6月21日改正  
平成18年 6月21日改正  
令和 元年 6月19日改正

(名 称)

第1条 本会は、丹波篠山市企業懇談会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、丹波篠山市商工会に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と交流を深め、地域社会及び企業経営に関する諸問題について懇談を行うことにより、会員企業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(会 員)

第4条 本会の会員は、丹波篠山市において事業を営む企業であって、本会の目的に賛同して入会した企業とする。

2 本会に入会するときは、役員会の承認を必要とし、退会は、任意届出により認める。

(会 議)

第5条 本会は、その目的を達成するため、毎年春秋2回定期懇談会を開催するほか、役員会が必要と認めたときは、随時に懇談会を開催することができる。

(総 会)

第6条 総会は、事業年度終了後3ヵ月以内に、臨時総会は役員会が必要と認めたときに開催する。

2 次に掲げる事項は、総会において承認しなければならない。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 役員を選任
- (3) 予算及び決算の認定
- (4) 会費の賦課方法及び額の決定

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置き、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 副代表幹事 3名以内
- (3) 幹事 20名以内
- (4) 監事 2名

2 代表幹事は、本会を代表する。

3 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときは、その職務を代理する。

4 監事は、本会の業務及び会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(会計)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもってあてる。

(付則)

昭和63年 8月 2日 第3条(目的)、第7条(役員)を改正

平成 3年 4月18日 第7条(役員)を改正

平成11年 6月22日 第1条(名称)、第2条(事務所)、第4条(会員)、第5条(会議)、第6条(総会)、第7条(役員)を改正

平成13年 6月21日 第7条(役員)を改正

平成18年 6月21日 第2条(事務所)、第7条(役員)を改正

令和 元年 6月19日 第1条(名称)、第2条(事務所)、第4条(会員)を改正